

学校再開に向けてのガイドライン（概要版）

茅ヶ崎市教育委員会

各学校は、本ガイドラインを基本モデルとし、各学校の実情に応じて、教育活動再開に向けて計画を立てることとする。

学校再開における基本方針

- 1 子どもの安全を最優先に考え、風邪・発熱等の体調不良の症状のある児童・生徒及び教職員については、原則として、出席停止及び自宅待機とすることにより、児童・生徒同士及び教職員との間での感染防止に努めること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるため、3密の状態（密閉・密集・密接）が同時に重なる場をなくす環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意すること。なお、個人情報の取り扱いにも十分留意すること。

1 学校における健康観察について

- (1) 毎朝、「健康観察票」を確認し、検温していない児童・生徒に対しては、体温を測定する。なお、体温計はその都度消毒する。（非接触体温計は消毒不要）
- (2) 欠席者及び遅刻者を把握し、その理由を確認し、必要に応じて教職員間で共有する。
- (3) 朝・授業中・休み時間・放課後等も随時健康観察を行う。体調がすぐれない児童・生徒に関しては、別室（保健室等）に移動させ、保護者に連絡し、引き取りをお願いする。
- (4) 健康観察の結果を養護教諭に伝えるとともに、養護教諭は管理職に報告する。

*医療的ケアを必要とする児童・生徒、喘息等の基礎疾患等のある児童・生徒は、主治医や学校医、保護者等と相談の上、個別に登校判断をする。

*石けんや微酸性次亜塩素酸水等の消毒液を使用することで、アレルギー等、過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする児童・生徒への配慮を十分に行う。

2 基本的な感染症対策について

感染防止のポイントは、①感染源を絶つ ②感染経路を絶つ ③抵抗力を高めることを基本とする。

- (1) 毎朝、児童・生徒の健康観察及び検温を行い、健康観察票を提出させる。児童・生徒に風邪・発熱、体調不良等の症状が認められる場合は、帰宅させ、自宅で休養させるとともに、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か気になる点がある場合は、お伝えいただく。
(発熱や風邪の症状がある場合〈疑わしい場合を含む〉は、「出席停止」とする)

また、登校後、体調がすぐれない児童・生徒に関しては、別室（保健室等）に移動させ、換気を十分に行い、保護者に連絡し、引き取りをお願いする。帰宅後には、^{びさんせいしあえんそさんすい}微酸性次亜塩素酸水等の消毒液にて、使用した箇所を消毒する。

(2) 教室内の配置・換気・配席・清掃など

- ・学校再開後、2週間は分散登校とし、1教室当たりの人数を半数程度とし、児童・生徒等の間隔を開けた配置とする。(1～2m以上保つよう座席を配置する)
- ・マスクの着用を徹底する。
- ・石鹸での手洗い（登校後・トイレ後・給食前・教室外での活動後等）、咳エチケット等を徹底する。
- ・可能であれば教室等の窓を常に開けておく。常時開放が困難な場合は、少なくとも1時間に1回(5～10分程度)換気する。(窓の開閉の際は、事故に十分注意する)
- ・多くの児童・生徒が手に触れる場所(ドアの取っ手・手すり・スイッチ等)は、1日1回以上教職員が消毒を行う。
- ・用具や物品の共有は避けることが望ましいが、難しい場合は、使用後の手洗いを徹底するよう指導する。

(3) 食事や睡眠等、規則正しい生活を心がけ、体調を整えることにより、抵抗力を高める。

3 偏見や差別の防止に向けて

新型コロナウイルス感染に関する偏見や差別につながるような言動は、断じて許さないという毅然とした態度で対応することについて、教職員で確認・共有する。

また、児童・生徒・保護者等から初期症状についての相談や連絡があった場合は、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

なお、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合は、保健所への相談を勧める。

- (1) マスクの入手が困難な児童・生徒への心ない発言や新型コロナウイルス感染症ではないかと揶揄するような言動がないよう指導する。
- (2) 感染者が確認された場合は、個人が特定されることがないよう、十分に配慮するとともに、SNS等で不用意な発言の発信をしないよう指導する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や学習面及び人間関係等の不安を抱える児童・生徒の状況を把握し、教育相談やスクールカウンセラー等による支援を行うなど、心のケアを実施できる体制を整え、児童・生徒・保護者へ周知する。
- (4) 学校再開に際しては、健康管理や衛生管理について、学校医等との連携の上、必要な体制を整える。

4 感染者が出た場合について

児童・生徒及び教職員に感染者が認められた場合は、完治*するまで登校及び出勤しない。学校内に罹患者に係る濃厚接触者が存在する場合は、2週間は出席停止及び自宅待機とする。臨時休業を実施する学校の範囲や期間及び校内の消毒等については、保健所等と協議し決定する。

*完治：PCR検査を2回実施し、ともに陰性であること

5 授業について

(1) 学校の再開にあたって

学校の再開にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じながら、様々な教育活動を進めていく必要がある。

特に、授業においては、必要な対策を十分に講じた上で、児童・生徒の学びを保障し、子どもたちが教師や友だちと共に学ぶことの喜びを実感できるような授業づくりを目指す。

(2) 学校全体で共通理解を図りたいこと

- ・実施時期等を考慮した単元の入替え等、年間指導計画の見直しを図る。
- ・子どもたちに身に付けさせたい力を明確にし、ねらいや目的の達成に必要な学習活動を精選する。

資質・能力の向上はもちろん大切だが、授業を通して、子どもたちの心を成長させることの大切さについても常に意識したい。

(3) 講じるべき対策とその目的

大切なのは、新型コロナウイルスに対する正しい認識を子どもたちにもたせることである。

何のためにこのような対策を行う必要があるのか、この対策を行うことで授業中どのようなことができるのかを、教師が子どもたちと共有し、一人一人の子どもが、自分自身と周りの人を守るために何が必要かを考えながら行動できるように、子どもたちの自律心を育てることが求められる。

①換気…可能であれば教室等の窓を常にかけておく。常時開放が困難な場合は、少なくとも休み時間ごとに5～10分程度換気する。

⇒密閉空間をつくらないようにするため（ウイルスを漂わせない）

②マスクの着用…衛生的な扱い方を意識させる。

外した時の扱い方を工夫する。（袋やクリアファイルに入れて保管、記名するなど）

⇒飛沫による感染のリスクを減らすため

③手洗い…授業後にはできる限り手を洗うようにする。

⇒人と人との接触による感染のリスクを減らすため

④3密の状態（密閉・密集・密接）が同時に重ならないようにする。

⇒飛沫や接触による感染リスクを減らすため

※授業の実施に際しては、上記4つの感染防止のための対策を行った上で、それぞれの学習活動を工夫する必要がある。

6 基本的なスケジュールと主な対応策について

小学校の場合

	2～6年生	1年生
6月1日(月)～ 6月12日(金) 分散登校 短縮3時間	Aグループ AM登校 Bグループ PM登校	①オリエンテーション(例) ・健康観察、課題等の確認 ・これからの学校生活について これまでの生活を振り返る中で、世の中で懸命に働く人々等の思いに触れながら、日常の当たり前に対する感謝の気持ちを醸成させるなど、これから始まる新たな学校生活において、自分たちは、どのようなことに気を付けていくべきか等において、自ら考えさせる時間を設ける。 ・休み時間の過ごし方、手洗い等の指導 ・給食の取り組み方 ②学級開き(自己紹介・クラス目標、委員会、係決め等) ③授業開始
6月15日(月)～	通常45分授業開始 給食開始	通常45分授業(3時間)
6月22日(月)～		通常45分授業(4時間) 給食開始
6月29日(月)～		通常45分授業(5時間)

	主な対応策
登校前	<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝、児童の検温及び健康観察を行い、健康観察票を提出させる。児童に発熱や風邪の症状が認められる場合は、自宅で休養させるとともに、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か気になる点がある場合はお伝えいただく ・登校前に検温できなかった場合は、登校後、教室に入る前に、検温及び健康観察を行う
登下校	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクを着用させる。また、密集が起らないよう、集団での登校はしない ・登下校の際は、教職員が校門付近等で誘導するなど、児童が密集しないよう指導する
休み時間の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・フィジカルディスタンスが保ちにくい休み時間においては、授業中以上に、より感染防止に向けた行動が求められるため、教職員は、休み時間であっても、当面の間、児童の見守りを行い、児童が自らフィジカルディスタンスを保つことができるよう指導する
給食	<ul style="list-style-type: none"> ・給食前の手洗いを徹底する ・給食当番は健康チェック表をつけ、体調の悪い児童は行わない ・班の形にはならず、前を向いて食べる
健康診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・6月以降実施
運動会	<ul style="list-style-type: none"> ・秋に規模を縮小して実施することについて検討 (臨時休業がさらに延長となる場合は中止の可能性も有)
校外学習	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の乗り物やバスによる移動を伴うものは、感染リスクが高まるため、当面の間中止
修学旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・時期の変更について検討
プール学習	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室(密集状態)での感染や水面から顔を出した時の飛沫感染のリスクから中止 ・支援級の温水プールも、移動手段がバスであることや、児童に様々な特性があることから中止
緊急受入れについて	<ul style="list-style-type: none"> ・学校再開後の緊急受入れについては、実施しない

中学校の場合

	時程	内容
6月1日(月)～ 6月12日(金) 分散登校 短縮3時間	Aグループ AM登校 Bグループ PM登校	①オリエンテーション(例) ・健康観察、課題等の確認 ・これからの学校生活について これまでの生活を振り返りながら、世の中で懸命に働く人々等の思いに触れながら、日常の当たり前に対する感謝の気持ちを醸成させるなど、これから始まる新たな学校生活において、自分たちは、どのようなことに気を付けていくべきか等について、自ら考えさせる時間を設ける。 ・休み時間の過ごし方、手洗い等の指導 ・昼食(弁当)の取り組み方 ②学級開き(自己紹介、クラス目標、委員会、係決め等) ③授業開始
6月15日(月)～		通常50分授業(6時間)開始・弁当開始

	主な対応策
登校前	・毎朝、生徒の検温及び健康観察を行い、健康観察票を提出させる。生徒に発熱や風邪の症状が認められる場合は、自宅で休養させるとともに、同居のご家族にも自身の検温や体調確認に取り組んでいただき、何か気になる点がある場合はお伝えいただく ・登校前に検温できなかった場合は、登校後、教室に入る前に、検温及び健康観察を行う
登校	・マスクを着用させる。また、密集が起らないよう、集団での登校はしない ・登下校の際は、教職員が校門付近等で誘導するなど、生徒が密集しないよう指導する
休み時間の過ごし方	・フィジカルディスタンスが保ちにくい休み時間においては、授業中以上に、より感染防止に向けた行動が求められるため、教職員は、休み時間であっても、当面の間、生徒の見守りを行い、生徒が自らフィジカルディスタンスを保つことができるよう指導する
昼食	・手洗いの徹底を図る ・班の形にはならず、前を向いて食べる
健康診断等	・6月以降実施
体育祭	・秋に規模を縮小して実施することについて検討 (臨時休業がさらに延長となる場合は中止も検討)
合唱祭	・実施の可否及び時期について検討 (文化会館での開催は中止)
校外学習	・公共の乗り物やバスによる移動を伴うものは、感染リスクが高まるため、当面の間中止
修学旅行 キャンプ	・時期の変更について検討 ・実施の可否、延期については、学校ごとの判断とする
部活動	・実施可(「3密」が重ならないよう感染防止対策を講じる) ・臨時休業期間において、運動不足となっている生徒も多いと考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、段階を踏んで計画的に活動する ・部活動再開後の参加については、本人及び保護者の意向を尊重し、参加を強制しない ・顧問等は、活動前に生徒の健康観察を行い、体調に不安があるなど、体調の悪い生徒は、参加させない ・活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人と距離(1～2メートル以上)を空ける ・強度が高い運動は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける ・タオルの共用はしない ・飲料水の回し飲みはしない ・当面の間は、他校との練習試合等は行わない
水泳学習	・更衣室(密集状態)での感染や水面から顔を出した時の飛沫感染のリスクから中止 ・支援級の温水プールも、移手段がバスであることや、生徒に様々な特性があることから中止
緊急受入れ について	・学校再開後の緊急受入れについては、実施しない